

持分法は勘定を集約し過ぎる。
An equity method summarizes accounts too much.

【設例】

持分法適用関連会社A社に対する親会社の所有割合は30%であるとする。

X1期末 貸借対照表

資産	xxx	負債	xxx
		資本金	xxx
		利益剰余金	2,000

X2期中に、1,000の自社株買い(自己株式の取得)を行った。
話の簡単のため、ここでは、自己株式の取得は1株のみであったので、
各株主の所有割合には影響はないものとする。
X2期の当期純利益は、100であった。

X2期末 貸借対照表

資産	xxx	負債	xxx
		資本金	xxx
		利益剰余金	1,100

この時、持分法適用上の親会社における、X2期の持分法上の会計処理は、
(持分法による投資損失) 270 / (A社株式) 270

となる。
しかし、持分法適用関連会社の業績を親会社に反映させる、という観点から言えば、
持分法適用上の親会社における、X2期の持分法上の会計処理は、

(A社株式) 30 / (持分法による投資利益) 30

である方が正しいように感じる。
現に、持分法適用関連会社では、利益を計上しているのだから。
持分法では、損益項目のみならず、
資本項目をも「持分法による投資損益」勘定に集約してしまっている。
このことが、持分法を適用した場合の”損益”が正しくないと感じる原因なのだろう。
「持分法による資本出資変動」といった勘定などを新たに設けるのはどうだろうか？
この場合、持分法上の仕訳は以下のようになる。

(A社株式) 30 / (持分法による投資利益) 30
(持分法による資本出資変動) 300 / (A社株式) 300

ただ、この場合でも、結局、持分法適用上の「A社株式」勘定の価額は、
持分法適用関連会社の損益項目と資本項目の両方の影響を反映させた
価額となっていることには変わりはない。
さすがに、「A社株式」勘定は分けられないことを考えると、
これが持分法と呼ばれる会計処理方法の限界と見るべきだろう。